

弁護士法人規程に基づく確認事項

(平成13年11月20日理事会議決)

改正 平成19年 3月15日

同 25年12月19日

同 28年 3月17日

単位会は、弁護士法人に関する規則について、下記内容に沿う条項を規定することを申し合わせる。

第1 委員資格について

弁護士法人は委員資格を持たない。

第2 会費について

- 1 弁護士法人については、毎年1月1日時点の社員の人数を基準としてその年の4月1日から翌年3月31日までの会費の額を決定し、一旦決定した会費の額はその期間の途中で社員が増減しても変更しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、弁護士法人が主たる法律事務所の所在する地域の弁護士会の地域外に従たる法律事務所を設けた場合において、当該従たる法律事務所の所在する地域の弁護士会（2個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人が定款に記載した弁護士会）が当該従たる法律事務所に社員が常駐しないことを許可したときは、当該弁護士会は、当該従たる法律事務所について会費を徴収しないことができる。
- 3 社員の人数を基準として会費の額を決定する方法については、社員の人数を一定の人数ごとに段階的に区分して当該区分ごとに定める方法、社員1人当たりの額を定めて合算する方法等、各単位会が実情に応じて定めることができるものとする。

第3 非常駐許可手続について

非常駐法律事務所の開設許可手続の骨子は次のとおりとする。

- (1) 弁護士法人が、単位会の地域内に弁護士法第30条の17ただし書の規定による許可を得て法律事務所を開設する場合には、開設及び定款変更に先立って当該単位会の許可を得なければならない。
- (2) 弁護士法人が許可を得ようとする場合には、単位会に、次に掲げる事項を記載した書面及び定款の写しを添付した申請をなす。
 - 一 開設を予定する法律事務所の所在地
 - 二 業務計画（予定する受任事件の種類、件数等を具体的に記載する。）

三 弁護士が常駐できない理由

四 執務態勢（弁護士の執務時間の予定、事務員の数及び常勤・非常勤の別、
弁護士が不在の場合の弁護士に対する連絡方法等を具体的に記載する。）

附 則（平成19年3月15日改正）

第6の第1項の改正規定は、理事会の承認があった日（平成19年3月15日）
から施行する。

附 則（平成25年12月19日改正）

第4から第6までの改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日改正）

前文及び第2から第4までの改正規定は、平成28年3月17日から施行する。